

審議結果速報

(令和4年10月14日)

陳情4年総務第18号

鳥取県議会

文 書 表

議 会 資 料

陳情（新規）・総務教育常任委員会

| 受理番号及び 受理年月日 | 所 管 | 件 名 | 議決結果 |
|--|-----|---------------|-------------------|
| 4年-18 (R4.8.22) | 総務 | 政教分離原則の徹底について | 不採択 (R4.10.14) |
| ▶陳情事項 | | | |
| 議員が、組織としての宗教団体や、その関連組織から政治献金を受けることや選挙支援を受けることを禁じ、憲法上の要請である政教分離原則の徹底をすることについて、地方自治法第99条の規定により、国に意見書を提出すること。 | | | |

▶陳情理由

政教分離原則は、すなわち、国家（政府）と宗教団体の分離の原則である。別の言い方をすれば、国家の非宗教性、ないし国家の宗教的中立性である。

日本国憲法では、第20条第1項後段、同条第3項、第89条に関連の記載がある。

日本国憲法 第20条

第1項 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、國から特權を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

第3項 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

日本国憲法 第89条

公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便宜若しくは維持のため…（中略）これを支出し、又はその利用に供してはならない。

とりわけ日本では、たとえば国教承認型をとるイギリスなどと異なって、宗教と政治が結びつき、戦争への道を進んでいったことへの強い反省に立ち、いわゆる厳格分離型をとっている。

その意図は、まず、（1）信教の自由の制度的保障である。すなわち、少数の宗教のみに特別な地位を与えると、それ以外の宗教を信じる者や、無宗教者に、迫害や圧迫が生じるおそれがあるため、これを排し、信教の自由を制度的に保障しようという意図に出たものである。また、宗教は、絶対的な存在を前提にするから、価値相対主義を前提にする民主主義とは相容れない側面があり、（2）国家を破壊から救うこと、という意味もある。さらに、宗教自体も、国家に特權を与えられると、墮落するおそれがあり、（3）宗教の墮落を防ぐ意味もある。

ところで、今、宗教団体の職員が、特定の政党の選挙の応援演説に参加する、参議院選挙の重点候補として支援する、議員に対して献金するなど、「いかなる宗教団体も、國から特權を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。」とする政教分離原則からすれば、問題があると思われる事案が報じられている。なんとなれば、これを許せば、宗教団体が現在の議会政治機構に影響力を行使し、その結果、宗教団体にその教義に基づく政治上の権力の行使を認めることになるものであるからである。

もっとも、宗教団体の構成員たる個人の信教の自由は、憲法上もこれが保障されている。一方、組織としての宗教法人やこれに類するものが

政治活動や政治的目的で政治献金をし、国家や政党・議員と結びつくことは、国家や、議会の構成員たる議員との癒着をまねき、政教分離の観点からも問題がある。

については、議員や政党が宗教団体からの支援を受けることを禁じる「選挙活動と宗教の厳密な分離」「宗教団体からの政治献金の禁止」をはじめ、政教分離の徹底をすべき旨を、地方自治法第99条の規定により、意見書の提出をお願いしたく、陳情するものである。

▶**提出者**

足羽 佑太 (倉吉市)

▶**所管委員長報告（R4.10.14 本会議）会議録暫定版**

宗教団体であることを理由に政治活動等を禁止する規定はないものの、活動等の結果として特権を受ける事などについては日本国憲法第 20 条第 1 項において禁じられており、県議会から国に意見書を提出するに及ばないと考えることから「不採択」と決定いたしました。

現 状 と 県 の 取 組 状 況

執行部提出参考資料

総務部（総務課）

【現 状】

法律上、宗教団体であることを理由に政治献金や政治活動、選挙応援を禁止する規定はないが、日本国憲法第20条第1項において「いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない」と規定されていることから、それらの政治活動等の結果として宗教団体が国から特権を受けたり、政治上の権力を行使することは禁じられている。

宗教法人と国会議員との関係については、本来、各政党並びに個々の議員が憲法の趣旨を踏まえ、その責任において、関わり方を決めるべきものであると認識している。

**日本国憲法
(信教の自由)**

第20条第1項 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

第3項 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。